

第 88 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	決定年度		内訳	金額	
熊本県 新型コロナウ イルス 感染症 対応従 事者慰 労金返 還金	令和2年度	個人	返還金	2,737円	返還決定の 相手方の破産 により今後回 収の見込みが ないため。

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。